

覚 書

外経協技第34号
62国防企第44号

昭和62年3月12日

外務省経済協力局技術協力課長
大 島 賢



国土庁防災局防災企画課長
竹 本 直



「国際緊急援助隊の派遣に関する法律案」（以下「法案」という。）
の国会提出に際し、外務省と国土庁は下記の通り確認する。

記

1. 外務省は、被災国政府等より国際緊急援助隊の派遣の要請があった場合において、その派遣が適当であるか否かの判断及び関係行政機関の長との協議を行うに当たり、事前に国土庁と協議を行うこと。
2. 国際緊急援助隊の派遣につき協力を求めるため、法案第3条に基づき、関係行政機関の長と協議を行う場合は、必ず外務大臣は、法案第3条に基づき国土庁長官と協議を行うこと。
3. 法案第6条第1項に規定する「国際緊急援助隊の活動の調整」とは、諸外国に関する外交政策の実施の総合調整（外務省設置法第4条第18号）を意味するものであって、国土庁が行う関係行政機関の災害に関する事務についての調整（国土庁設置法第4条第14号）に、いささかの影響を与えるものではないこと。



4. 外務省は、法案第6条第1項に基づき、調整を行う場合には、事前に、国土庁に連絡し、協議を行うこと。

5. 改正後の国際協力事業団法（以下「事業団法」という。）第42条第3項に基づき、外務大臣は、事業団法第21条第1項第4号の2に掲げる業務に関する事項につき、事業団法第23条の規定により、業務実施方針を定め、又は変更しようとするときは、国土庁長官と協議を行うこと。